

要支援１・２の方

介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

地域包括支援センターの職員と話し合い

- ・地域包括支援センターに連絡します。
- ・本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。

介護予防ケアプランの作成

目標を決めて達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者で検討し、それにもとづいて介護予防ケアプランを作成します。

介護予防サービスを利用します

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護予防・生活支援サービス事業を利用します

●訪問型サービス

- これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス
- 多様なサービス
 - ・生活支援
 - ・保健師による相談指導などの短期集中予防サービス
 - ・送迎、移動支援

●通所型サービス

- これまでの介護予防通所介護に相当するサービス
- 多様なサービス
 - ・ミニデイサービス、運動、レクリエーション
 - ・住民主体の通いの場
- 保健、医療の専門職による生活機能改善のための短期集中予防サービス

●その他生活支援サービス

- 配食（栄養改善、一人暮らし高齢者に対する見守り含む）
- 定期的な見守りと緊急時の対応
- その他自立支援に役立つ生活支援